

ご要望を踏まえ 新たなサービス を展開します !!

- ① ポイントサービスの拡充（申請床面積・申請住戸数に応じたポイント付与へ）
【令和2年 3月30日より開始】
- ② “NICE WEB 申請システム” による 検査予約（検査事前申請）の開始
【令和2年 6月1日より開始】

《 設計者・事業者の皆様には、オプションサービスのご利用により
申請業務の効率化・省力化が図れ、お得に申請いただけます。》

お客様 各位

令和2年3月末日

平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

当財団は平成12年5月の設立以来、県民が安全に安心して暮らせるよう“住まいの安全・安心”をサポートしつつ、地域に密着したセンターとして今日に至っております。

おかげさまで、設立20周年を迎えることとなり、日頃のご愛顧・ご支援に対し厚くお礼申し上げますとともに、深く感謝しております。

これからもお客様とのコミュニケーションを大切に、《住まい手よし・造り手よし・世間よし》三方よしの精神で、誠実・迅速・丁寧をモットーに、「地域に根づくセンター」・「地域に貢献できるセンター」として“住まいの安全・安心”をしっかりとサポートし、皆様のお役に立てるよう頑張っておりますので、変わらぬご支援、ご厚情をよろしくお願い申し上げます。

一般財団法人 滋賀県建築住宅センター

①ポイントサービスの拡充（申請床面積・住戸数に応じたポイント付与への見直し）

センターが「センター友の会」の会員に対して提供するポイントカードサービスについて、従来、申請件数ごとに1ポイント付与していたものを、建築確認申請・中間検査申請・完了検査申請に限り、申請床面積に応じたポイント付与に改めます。また、共同住宅の住宅性能評価(設計・建設)申請に係る申請ポイントを、申請住戸数に応じたポイント数に改めます。

6月1日からは従来の加算ポイント(WEB・メディア・指摘事項なし)、フラット35適合証明の現場検査申請ポイントを廃止とし、300㎡以下の確認、中間、完了の各申請ポイントを2ポイントとさせていただきます。

<ポイントサービス見直しの内容>

	区 分	従 来	見 直 し
建築確認申請 中間検査申請 完了検査申請	申請床面積 300㎡以下	1ポイント	2ポイント(6/1~)
	” 300㎡超え 500㎡以下		3ポイント
	” 500㎡超え 2,000㎡以下		5ポイント
	” 2,000㎡超え		10ポイント
	共同住宅の場合の住宅性能評価申請(設計・建設)	1ポイント	住戸数分のポイント
	フラット35適合証明設計検査・現場検査	1ポイント	6/1~設計検査のみ1P
加算ポイント	建築確認申請の訂正なし(指摘事項なし)の場合	2ポイント	6/1 廃止
	建築確認申請をメディア申請(申プロ等)した場合	2ポイント	
	建築確認申請をNICEシステムでWEB申請した場合	3ポイント	

・その他のポイント付与は、従来どおりの対応とします。

②“NICE WEB 申請システム”による 検査予約（検査事前申請）の開始

センターが“WEB 申請による建築確認事前申請”を開始し 2 年が経過しました、おかげさまで 4 号物件の約 6 割近くのご利用いただいているところです。

こうした現状を踏まえ、お客様の申請業務がより効率的・省力的に行えるよう中間検査申請・完了検査申請についても、“WEB 申請により検査事前申請”ができるよう手続きを開始します。

なお、検査事前申請についても、“より早く”、“より楽に”、“よりお得に”申請できるようオプションサービス（無料）をご用意し、24 時間 365 日いつでも申請いただけますので、是非ご利用ください。

◆オプションサービスのご案内：＜その場で印刷！！ 即・申請＞◆

ご来店（窓口申請）の場合、検査事前申請審査済みの最終電子データをセンターがプリントアウト（印刷コピー）するサービス（無料）を承っています。

申請者の押印の必要な申請書類（申請書第 1 面、委任状）を持参いただきますと、センターが電子データからプリントアウトし、代理者（設計者）の皆様は申請書を装丁し、窓口で即・本申請していただけます。

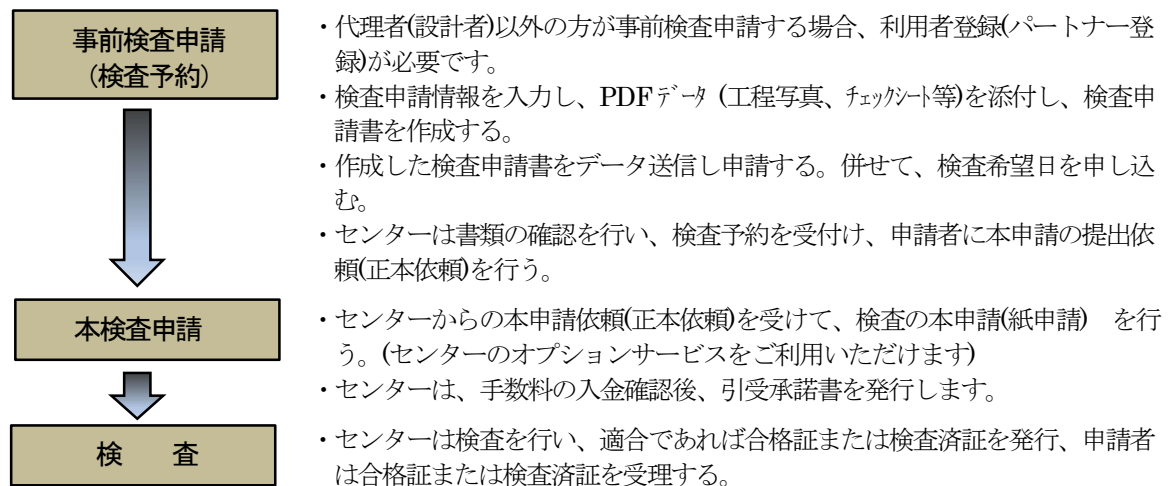
<NICE システムの特長>

1. NICE システムにより WEB 申請された建築確認申請データを利用して、“中間検査申請書・完了検査申請書”が作成できます。
それ以外の写真、中間検査チェックシート等は PDF データを添付しデータをセンターに送信し、併せて検査希望日を告知することにより“検査予約”をしていただけます。
2. “パートナー登録”により事業者様も検査事前申請ができます。
代理者により“WEB 申請による建築確認事前申請”がされた物件の場合、物件ごとにパートナー登録していただくことにより、事業者様が“WEB 申請による検査事前申請”することができます。

<留意事項>

- ※ 検査予約は当センターで「WEB 申請による建築確認事前申請」をした物件に限ります。
- ※ 軽微変更、計画変更等がある場合は、手続きを済ませてから検査予約をしてください。
- ※ NICE システムでの申請は検査申請書を提出される事務所に申請してください。確認申請同様、オプションサービスにてお引き受けしファイル一覧にある書類の全てを打出し致しますが、カラーでの打出しはできません。
- ※ 検査の前々日(休日を除く)の午前中までに窓口受付（申請書等押印及び手数料払い込みを確認）を必ずしてください。
- ※ 期限内に手数料の払い込み及び申請書の提出をお願いします。どちらかが間に合わない場合は自動的にキャンセルとなります。その場合センターは責任を負いかねますのでご了承ください。
- ※ 中間検査申請時の「特定工程工事終了年月日」完了検査申請時の「工事完了年月日」及び申請日は入力しないでください。受付時に記入していただけます。
- ※ オプションサービスご利用時はセンターが「本申請提出依頼(正本依頼)」をした後、窓口にお越しください。

<申請の流れ>



※詳しい説明をご希望の場合、お気軽にお電話ください。